

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 8 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1800138号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1800060号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月

私は、A社に勤務し、請求期間①及び②(以下「請求期間」という。)について賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずだが、標準賞与額の記録がないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は、請求者に係る届出の事実及び保険料控除の状況を確認できる資料は、請求者が退職後5年経過したため処分したので、請求者の賞与に係る届出、厚生年金保険料の納付、賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書などの資料を所持していないため、当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が請求期間当時から居住しているB市C区は、請求者の当該期間に係る課税資料は保存期限経過により確認ができない旨陳述している。

加えて、請求者が賞与の振込先とする金融機関に預金取引記録を照会したが、当該金融機関は、請求期間に係る預金取引記録は保存期限経過により確認ができない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。